

【学生向け】校舎の使用について（6月29日から）

学生の皆さん

6月22日付けでパレットに掲載した「校舎の使用について（6月29日から）」に対し、以下の内容を追加します。

1. 使用する出入口について

学生の出入口は学生エントランス及び大学院棟入口とします。ただし、第2アトリエ棟については、各工房の出入口を使用してください。

2. 記録簿記入について

学生エントランス及び大学院棟入口、第2アトリエ棟の各工房の出入口に記録簿を設置します。

学生が入校する際は、必ず立ち入り記録簿に日付、学籍番号、氏名、入校時間、目的、体温・体調の状態を記入してください。また、出校時は入校した出入口より退出し、出校時刻を記入してください。学生エントランスからと第2アトリエ棟の各工房など、出入りが重複する場合は、必ずすべての記録簿に記入してください。

3. 学生の学内滞在時間について（校舎開放時間：午前8時から午後6時30分）

学生の学内滞在時間は、原則、2時限相当の時間とします。ただし、授業等で2時限相当以上の時間滞在する場合は、3密回避等の感染拡大防止を徹底してください。遠隔授業を学内で受講しなければならない場合なども、自身で3密回避等の感染拡大防止を徹底してください。

4. 事務局窓口等

- ・事務局窓口 6月29日から再開します。

午前8時30分から午後5時（土曜日、日曜日・祝日は休業）

※ 現在実施している証明書等の申請、各種相談・面談等のメール、電話、Zoomでの対応は、引き続き継続します

- ・売店 6月29日から再開します。

当面の間、営業時間を午前10時から午後4時30分の短縮営業とします（土曜日、日曜日・祝日は休業）

5. その他

・レストラン、ギャラリー、学生ラウンジの椅子は、原則設置してある場所から動かさないでください。

- ・第2アトリエ棟の開錠方法については、閉鎖前の通常ルールとします。

以上です。

以下は6月22日に周知した内容です。

学生の皆さん

新型コロナウイルス感染症にかかる現状を踏まえ、個々が感染症拡大防止と安全対策を行うことで、学内での授業や研究等の一部を実施することが可能と判断し、6月29日(月)より全学生に対して校舎立ち入り及び施設使用についての緩和を行います。

なお、予約等が必要な施設(以下項番3に記載)以外の校舎立ち入りについて、教員への申請や許可は必要としません。

新型コロナウイルス感染症はまだ終息していません。感染拡大防止及び安全対策を行うことが使用緩和の前提です。各自が意識し実行することが重要です。

1. 感染拡大防止及び安全対策

以下のことを、遵守してください。

- ・ 手洗い、消毒の徹底
- ・ マスクの装着
- ・ 換気の実施、ソーシャルディスタンスの確保等による3密の回避
- ・ 毎日の検温、体調を健康管理表に記録し、常に提示できるように持参してください
- ・ 発熱(概ね37.5℃前後)、咳、倦怠感、息苦しさなどの症状がある場合は入構しない

2. 校舎開放時間等

- ・ 授業日(月～金)：午前8時から午後6時30分

ただし、6時限の時間帯で、補講を対面授業で実施する日は午後7時50分までとします。

補講実施日はパレットで確認してください。

- ・ 非授業日(土)：補講授業を受講する学生のみ使用可能

3. 利用可能教室等及びその他の施設使用

添付資料①の通り。

4. 対面実施授業の周知

対面にて実施する授業は添付資料③の通り。

履修学生に対しては、担当の教員から改めて連絡します。

対面を行う授業でも、遠隔での受講を望む場合は、担当の教員に申し出てください。

5. 校舎立ち入り及び施設使用において「できること」・「できないこと」

授業、研究、制作、学生活動等、原則、学生は目的を問わず大学施設を使用することができます。ただし、以下のことはできません。

- ・ スポーツ等の体を動かす活動
- ・ 3密回避が困難な活動
- ・ その他、新型コロナウイルス感染症拡大の恐れがある活動

6. 注意事項

・ 概ね37.5度以上の発熱後に解熱し、咳や息苦しさ、倦怠感などが無い場合は、解熱後4日間は自宅にて体調観察をしてください。

・ 2日以上発熱が続く場合、発熱と解熱を繰り返す場合、解熱しても息苦しさや倦怠感などが残る場合は、最寄りの医療機関に予約・受診し医師の指示に従ってください。

- ・ 検査の結果、感染が判明した場合は事務局学生支援課に連絡してください。